

令和 8 年 5 月 26 日
第 1 回総合計画審議会
資 料 No. 2

○上越市総合計画審議会条例

昭和 46 年 7 月 30 日

条例第 86 号

改正 昭和 48 年 6 月 30 日条例第 37 号

昭和 53 年 3 月 27 日条例第 26 号

昭和 57 年 9 月 28 日条例第 55 号

昭和 63 年 3 月 24 日条例第 1 号

平成 4 年 3 月 25 日条例第 27 号

平成 7 年 3 月 27 日条例第 3 号

平成 11 年 3 月 24 日条例第 6 号

平成 14 年 3 月 29 日条例第 10 号

平成 14 年 6 月 19 日条例第 35 号

平成 15 年 3 月 27 日条例第 4 号

平成 16 年 12 月 21 日条例第 189 号

平成 22 年 3 月 17 日条例第 1 号

平成 24 年 3 月 26 日条例第 9 号

平成 25 年 12 月 20 日条例第 57 号

令和 5 年 3 月 24 日条例第 2 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、上越市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、上越市総合計画に関する事項について調査及び審議をする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市教育委員会の委員
- (2) 市農業委員会の委員
- (3) 学識経験を有する者

- (4) 関係行政機関の職員
 - (5) 関係諸団体の役員及び職員
 - (6) 公募に応じた市民
 - (7) その他市長が必要と認める者
- (任期)

第4条 委員の任期は、諮問に係る事項について調査及び審議を終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年条例第37号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和48年7月16日から施行する。

附 則（昭和53年条例第26号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年条例第55号）抄

(施行期日)

この条例は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則（昭和63年条例第1号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成4年条例第27号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成7年条例第3号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第6号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成11年規則第28号で平成11年7月1日から施行）

附 則（平成14年条例第10号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年条例第4号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第189号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第1号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第9号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第57号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和５年条例第２号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、令和５年４月１日から施行する。